議　　長　日程第12「議案第51号平成27年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第51号平成27年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）。平成27年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億7,761万1,000円とする。２、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。平成27年12月２日提出、松田町長　本山博幸。よろしくお願いいたします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福祉課長　それでは、説明させていただきます。

今回の補正は８月の介護保険制度の改正により、これまでの１割自己負担から２割自己負担となりました介護保険サービス利用者の高額介護サービス費の支給件数が増加し、高額介護サービス費が増額となりましたので、この保険給付費に係る歳出歳入を補正させていただくほか、来年２月から介護保険システムも町村情報システム共同事業組合に加わることになりましたので、そのシステムを松田町用に一部改修するための負担金を歳入歳出補正するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきますので、８ページ、９ページをお開きください。歳入から説明いたします。款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金でございますが、歳出の保険給付費の増額に伴い、公費負担割合のルールに応じて70万円の増となります。（「もう少しゆっくりお願いします」の声あり）

款４、項１支払基金交付金は、第２号被保険者保険料を支払基金交付金として収入するもので、目１介護給付費交付金でございますが、歳出の保険給付費の増額に伴い、保険料負担割合のルールに応じて98万円の増となります。

款５県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金でございますが、歳出

の保険給付費の増額に伴い、公費負担割合のルールに応じて43万7,000円の増となります。

款６繰入金、項１一般会計繰入金、目１介護給付費繰入金でございますが、歳出の保険給付費の増額に伴い、公費負担割合のルールに応じて43万7,000円の増、補正後予算額は１億528万8,000円となります。目２その他一般会計繰入金、節２事業費繰入金ですが、介護保険システム改修に伴う経費分となります。項１一般会計繰入金につきましては、先ほど平成27年度一般会計補正予算（第３号）でお認めいただいた同額108万5,000円を繰り入れることになります。

10ページ、11ページをお開きください。歳出について説明いたします。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費につきましては、町村情報システム共同事業組合にシステム改修費負担金として支出するものでございます。

款２保険給付費、項２、目１高額介護サービス費につきましては、350万円の増額補正となります。なお、保険料等の一般財源が不足いたしますので、款７、項１、目１予備費を94万6,000円を減額し、一般財源とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第51号平成27年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。